

周南市防災情報収集伝達システム

防災行政無線及び無線LAN整備工事について

周南市防災情報収集伝達システム構築の経緯

本システムは、平成23年3月30日、市議会において可決された防災行政無線施設整備に関する要望決議を踏まえ、従来の防災行政無線設備に固執しない、安全性・速報性・正確性・一斉性等を備えた、本市独自の防災情報収集伝達システムをゼロから構築することとし、平成24年12月1日、防災及び無線通信ネットワークを専門とする2名の学識経験者を中心とした「周南市防災情報収集伝達システム整備検討委員会」を設置しました。

この整備検討委員会では、周南市防災情報収集伝達システム基本構想及び基本計画を策定するに当たり、防災情報収集伝達体制の現状分析、地域特性や自然災害・石油コンビナート災害等の想定を行い、防災情報の収集伝達手段を見直すと同時に、既存施設との統合を踏まえて、災害時における市民への防災情報収集伝達手段の確保と、本庁と総合支所、支所・公民館等との情報収集伝達通信網を確保するための調査・検討を行いました。

また、整備検討委員会の委員は、防災情報収集伝達システム基本構想及び基本計画策定業務委託の指名型プロポーザル選定委員会の委員を兼務していただき、受注業者の選定を行い、平成25年3月、受注業者が策定業務に着手するとともに、整備検討委員会は、計11回の会議、自主防災組織との意見交換等を重ね、平成26年3月末に、基本構想及び基本計画を策定しました。

この基本構想及び基本計画に基づく防災情報収集伝達システム整備の基本・実施設計業務委託の業者選定については、防災及び無線通信ネットワークを専門とする2名の学識経験者を含む公募型プロポーザル選定委員会を設置し、受注業者の選定を行い、平成26年7月、基本・実施設計業務に着手し、平成28年3月末に、基本・実施設計業務が完了しました。

周南市防災情報収集伝達システム整備の概要

(1) 防災情報を市民の皆さまに伝達する提供型として4つのシステムを整備します。

- ① 防災行政無線システムは、高機能スピーカー及び標準スピーカーを設置し、既存の防災行政無線システムとの統合を図り、防災情報を伝達します。
- ② コミュニティFM放送システムは、スピーカーでは屋内の人に情報が伝わりにくいため、市内全域でコミュニティFM放送「しゅうなんFM（78.4メガヘルツ）」により防災情報を伝達します。
- ③ IP告知システムは、国の全国瞬時警報システムであるJアラート及び防災行政無線等と連動し、庁内ネットワーク等により小・中学校の既存の放送設備に接続し、児童、生徒及び教職員に放送を通じ緊急情報を伝達します。
- ④ 情報共有・映像システムは、監視カメラや放送事業者から収集した映像情報、様々な災害情報を防災対策室に設置する大型ディスプレイに集約・表示し、災害対策の総合的な判断と指揮運用等を行います。

(2) 防災情報の双方向型として3つの無線を整備します。

- ① 簡易無線は、昨年度、自主防災組織の活動拠点である支所・公民館等に基地局を設置するとともに、自主防災組織に携帯型簡易無線機を配備し、自主防災組織地区内の情報収集伝達及び市との双方向の情報収集伝達手段として活用し、自主防災組織と市との連携を図ります。
- ② MCA無線は、民間の移動無線センターのサービス範囲において、移動局と本庁との双方向の通信を確保します。
- ③ 防災相互無線は、コンビナート災害等に備えて、消防・警察・海上保安庁・コンビナート企業等との双方向の通信手段の冗長性を確保します。

(3) 全市ネットワーク型として3つのシステムを整備します。

- ① 無線LANシステムは、災害時において、市の業務の機能喪失を防ぐため、本庁と総合支所・支所・公民館等との電話回線やデータ通信を確保するとともに、防災行政無線やコミュニティFM放送の中継回線の二重化を確保します。
- ② 監視カメラシステムは、河川の水位を監視するため、7箇所¹に赤外線カメラを設置し映像情報を収集するとともに、市ホームページで情報公開します。また、潮位やコンビナート全体を監視するため、5箇所²にカメラを設置し映像情報を収集します。
- ③ 雨量観測システムは、市内19箇所³において雨量情報を収集するとともに、市ホームページで情報公開します。

このように、本システムは、防災情報収集伝達手段の多重化を図ることにより、市民の安心安全を守る体制に万全を期するとともに、共助の要である自主防災組織の皆さまと連携できる機能を取り入れた本市独自の防災情報収集伝達システムです。

防災行政無線及び無線LAN整備工事の経緯

防災行政無線及び無線LAN整備工事につきましては、昨年9月の市議会定例会において、工事請負契約の締結について承認いただき、本契約締結後、工事を進めておりましたが、工事請負業者が、発注仕様書に基づき工事着手前に電波伝搬調査を実施したところ、昨年12月、防災行政無線及び無線LAN回線において、電波の届かなかつた箇所や通信の安全性に課題があることが判明しました。

この原因は、防災情報収集伝達システム整備基本・実施設計業務における、実施設計業者が行った電波伝搬調査の不足による実施設計の不備であることから、実施設計業者に対し、早急に実施設計の見直しを指示しました。

その後、防災行政無線につきましては、設置位置や通信回線の変更により、通信が可能と

なったことから、1月13日には、中国総合通信局へ無線免許申請に係る書類を提出し、2月1日に、中国総合通信局から内示を受け、防災行政無線の機器製作に着手しました。

工事の進捗が遅れた主な要因である無線LANにつきましては、実施設計業者が、再度、電波伝搬調査及び回線設計を行うとともに、無線通信ネットワークを専門とし、整備検討委員会の委員であった学識経験者の助言・確認をいただき、通信の安全性を確保するための実施設計の見直しを行いました。

見直した実施設計により、先の6月市議会定例会において、工事請負契約の変更について承認をいただいたところです。

工事の進捗状況

これまで、主に、防災行政無線については、親局設備や子局設備等の機器、また、無線LANについても、無線LAN装置や無停電装置等の機器の製作を進めてきました。

現在は、現場での工事として、高機能スピーカーの鉄塔設備工事を新地ふれあいパークにおいて、また、無線LAN中継局用鉄塔を兼ねた高機能スピーカーの鉄塔設備工事を周南東緑地公園及び福川保育園において着手しており、進捗率は7月14日現在で、33.9%となっております。

実施設計業者に対する措置

7月4日、期間6カ月の指名停止の措置を行いました。これは、6月15日に工事請負契約の変更について市議会の承認をいただき、工期が約5か月延長することが確定したことに伴い、その原因が実施設計の不備によることから、周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき措置したものです。

工事の遅れにより工事請負業者に発生した経費

工事の遅れにより工事請負業者に発生した経費については、5月中旬、市から工事請負業者に対し経費の内容と金額の提出を求め、6月29日、見積書を受領したところで、現在、経費の内容の確認を行っており、8月末を目途に金額、支払い方法等を確定する予定としております。

工事の遅れにより工事請負業者に発生した経費につきましては、工事請負業者に不利益を生じさせないよう適切に対応します。

終わりに

本工事において、工事に遅れが生じ、完成期日を変更する事態となったことにつきまして、市民の皆さまには、多大なご心配をおかけし、大変申し訳なく思っております。

このような結果を招いたことに対し、市の最高責任者である市長と、市の職員全体の監督責任を有する副市長が、具体的な形で、一つのけじめとして、社会的・道義的責任を取らせていただきました。

現在、防災行政無線及び無線LAN整備工事は順調に進捗しており、平成31年3月の完成に向けて、工事を着実に実施します。

そして、本市独自の防災情報収集伝達システムを整備することにより、市民の皆さまの生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを大きく前進させていきます。